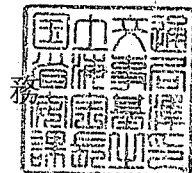




国海安第 143 号の 2
平成 20 年 12 月 5 日

社団法人日本船舶品質管理協会
常務理事 武 山 誠 一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 秋 田



IBCコードの改正に伴う P & A マニュアルの取扱いについて

平成 21 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）に発効する IBC コードの改正に対応するため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）」の改正が行われました。当該改正に伴い、国際航海に従事しない船舶が備える有害液体物質排出防止設備の操作手引書（以下、「P & A マニュアル」という。）の確認について、別添のとおり地方運輸局等に通知いたしましたので、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

(別添)

平成 20 年 12 月

IBCコードの改正に伴う P & A マニュアルの取扱いについて

海事局安全基準課

1. P & A マニュアルの変更事項の確認時期等

P & A マニュアルについては改正された施行令に対応したものを船舶所有者の責任において作成し、施行日以後船舶に備えておくことが必要であるが、その変更事項の確認については施行日以後最初に行われる定期的検査時までに行うこととする。

この場合、確認の方法は「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備 検査の方法（以下、「検査の方法」という。）附属書 [3] 4 操作手引書の記載事項の変更取扱い」によることとし、事務処理の方法は「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査関係事務取扱要領（以下、「検査事務取扱要領」という。）1.7 操作手引書」によることとする。

2. 施行日前に変更事項の確認を行う場合

施行日前に変更事項の確認を希望する船舶所有者に対しては、以下のとおり取り扱うこととする。

2.1 船舶所有者に以下の書類を提出させること。

- (1) 検査事務取扱要領 1.7.5 に定める「設備の操作手引書変更事項確認願（P & A マニュアル）」
- (2) 現有の検査済み P & A マニュアル
- (3)① 改正された施行令に対応した「運送することができる有害液体物質」一覧表（2部、ただし、変更があるページのみで可。）
又は
② 改正された施行令に対応した「運送することができる有害液体物質」一覧表を含む P & A マニュアル（以下、「新 P & A マニュアル」という。）（2部）
- (4) 海洋汚染等防止証書

(5) 海洋汚染等防止検査手帳

(6) その他必要資料

2.2 確認の方法は、「検査の方法附属書〔3〕4操作手引書の記載事項の変更取扱い」によることとする。

2.3 確認の結果、基準に適合している場合は以下のとおり事務処理を行うこととする。

2.3.1 2.1(3)①の一覧表のみが提出された場合

2.3.1.1 現有の検査済みP&Aマニュアルの船名等要目が記載された表紙部のコピーを作成し、余白部に「別冊」及び「この一覧表は、平成21年1月1日以降有効である。」旨記載するとともに、検査事務取扱要領1.7.4(2)に従い事務処理を行う。その後2.1(3)①の一覧表と綴じ合わせる。

2.3.1.2 2.1(3)①に対応する現有の検査済みP&Aマニュアル中の一覧表余白部に「この一覧表は、平成20年12月31日まで有効である。」旨の記載を行い、検査事務取扱要領1.7.4(2)に準じた事務処理を行う。

2.3.1.3 海洋汚染等防止検査手帳については、検査事務取扱要領1.4.4に従い(4)(iii)(a)(ト)「有害液体物質排出防止設備の操作手引書」欄に「〇〇年〇〇月〇〇日 ●●運輸局において一部変更」等の事務処理を行う。

2.3.2 新P&Aマニュアルが提出された場合

2.3.2.1 新P&Aマニュアルの表紙余白部に「この操作手引書は、平成21年1月1日以降有効である。」旨記載するとともに、検査事務取扱要領1.7.3により事務処理を行う。

2.3.2.2 現有の検査済みP&Aマニュアルについては、表紙余白部に「この操作手引書は、平成20年12月31日まで有効である。」旨の記載を行い、検査事務取扱要領1.7.4(2)に準じた事務処理を行う。

2.3.2.3 海洋汚染等防止検査手帳については、検査事務取扱要領1.4.4に従い(4)(iii)(a)(ト)「有害液体物質排出防止設備の操作手引書」欄に「〇〇年〇〇月〇〇日 ●●運輸局において検査済み(平成21年1月1日以降有効)」等の事務処理を行う。

2.4 海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳と共に、2.3において事務処理を行った書類を船舶所有者へ返却する。

なお、これらの取り扱いに関するP&Aマニュアルの確認については、

法的根拠がないため手数料を徴収しないこと。